

令和3年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：宮崎県土地改良事業団体連合会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	鳥獣被害防止活動推進事業	鳥獣被害防止活動推進事業(地図情報システム管理及びデータ更新業務)	1,868,900	167条の2第1項第2号	本事業の委託業務内容は、県土連所有の「水土里ネット地図情報システム」をベースにした鳥獣被害に関する地図情報システムの管理及び侵入防止柵等のデータ更新業務であることから、本事業に必要な全ての条件を満たす受託者は、県土連だけであるため。	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室
2	宮崎県農業農村整備計画策定事業事後評価検証委託業務	事後評価検証委託業務	1,870,000	167条の2第1項第2号	本業務は、事後評価対象地区の事業効果の発現状況や施設の管理状況、社会経済情勢の変化等の調査を行い、事業の妥当性及び今後の課題を検証するものである。 県土連は、畑地帯総合整備事業の事業計画策定業務を数多く受託しており、地理的状況や地域の営農状況を把握し、基礎資料や経済効果算定の基礎データ等も整備されているため。	農政水産部 農村計画課
3	簡易基盤整備加速化事業(整備候補地域選定)に係る委託業務	簡易基盤整備候補地域選定に向けた資料作成	2,420,000	167条の2第1項第2号	本業務は、スマート農業の実装など担い手ニーズへの対応に向け、畦畔除去等の簡易な基盤整備の取組が可能な地域の資料を作成するものである。 県土連は、水土里情報システムを保有・運営管理し、施設管理図情報、作付け品目情報及び土地改良区の既設情報や農地区域情報等を把握しており、ほ場整備事業をはじめとする事業計画策定に携わっていることから、地域の状況を熟知しており、最も効率的で円滑な業務の遂行が可能であるため。	農政水産部 農村計画課
4	畑かんフィールドで拡がる！畑作産地育成事業畑かん受益地耕作状況整理委託業務	畑かん受益地耕作状況整理委託業務	1,628,000	167条の2第1項第2号	本業務は、畑かん受益及び作付品目等の畑かん関係データが保有されている水土里情報システムに、市町が所有する農地台帳の耕作情報や担い手情報を取り込み、各種データを一元化することで、各畑かん事業地区の「耕作状況一覧表」及び「図面」の作成を迅速に行うものである。 県土連は、農業農村整備事業の調査設計から、換地業務、施設の維持管理に係る指導・支援全般に携わっており、経験豊富で幅広い知識を有するとともに、水土里情報システムの運営管理を行っている唯一の業者であるため、本業務は県土連しか行うことができない。	農政水産部 農村計画課
5	水土里情報システム利用契約	水土里情報システムの利用契約	2,039,400	167条の2第1項第2号	本業務は、農地情報や用・排水路や農道等の土地改良施設の情報、農振農用地エリアなど各種データにより複合的に調査・検討するための水土里情報システムの利用の契約を行うものである。 農地情報や用・排水路、農道等の土地改良施設の情報を一元化して視覚的に地図情報上に示すこと(見える化)ができるのは、水土里情報システムのみであり、水土里情報システムは、県土連が所有しているため。	農政水産部 農村整備課
6	将来の農業を担う人材育成事業委託業務	農業体験学習や施設見学会による農業農村整備事業の啓発	2,951,300	167条の2第1項第2号	本業務は、児童が農地や土地改良施設の役割を学び、それらの施設を保全する必要性を啓発・普及することで人材育成を行うものである。 普及活動にあたっては、土地改良施設を管理している土地改良区等との連携が必要不可欠であり、県土連は、土地改良区を会員として指導・助言等を行っていることから、的確かつ円滑な業務推進が可能である。	農政水産部 農村整備課
7	多面的機能支払交付金事業支援システムデータ整備委託	多面的機能支払い交付金の業務支援システムデータ整備	2,387,000	167条の2第1項第2号	多面的機能支払交付金の実施に当たっては、農地に関する本交付金を含む様々な関連施策の個別情報を一元的に可視化し、効果的な事業推進や現地確認事務の効率化を図ることが必要である。これが可能なシステムは県土連が所有する水土里情報システムであるため。	農政水産部 農村整備課
8	防災重点ため池防災対策事業	整備データGIS登録委託業務	1,995,256	167条の2第1項第2号	本委託業務は、防災重点ため池の防災対策を講じるため、整備履歴や工事図面等をGIS(地理情報システム)である水土里情報システムに登録する業務である。登録したデータは、ため池の管理者や市町村との情報共有や利活用により、緊急時の対策や今後の整備計画等の防災対策を推進するものである。 県土連は、水土里情報システムの運営管理を行うとともに、市町村や土地改良区に対して土地改良施設の管理に関する支援指導が可能な唯一の団体であるため。	農政水産部 農村整備課
9	農業水路等長寿命化・防災減災事業	ため池氾濫解析委託業務	13,497,174	167条の2第1項第2号	本委託業務は、防災重点ため池が決壊した場合を想定し、地理的条件や施設状況を把握した後、氾濫解析ソフトに条件を与えシミュレーションを行う業務である。 県土連は、水土里情報システムを保有するとともに、土地改良施設管理図情報等を把握しており、県内各地の状況を熟知していること、これまでも農業用ため池の浸水想定区域図作成について氾濫解析結果を基に市町村に支援指導を行っており、最も効率的で円滑な業務の遂行が可能であるため。	農政水産部 農村整備課

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位:円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
10	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	ため池監視・保全管理 委託業務	9,160,126	167条の2第1項第2 号	本委託業務は、ため池の監視・保全管理に資するため、ため池台帳等の資料収集のほか、現場用記録カードに沿って点検した上で、管理者に対する助言等を行う業務である。また、ため池の基本情報、点検記録データ、空撮データ等を水土里情報システムに蓄積し、各市町村へデータの提供を行う。 県土連は、水土里情報システムを保有するとともに、土地改良施設管理情報等を把握しており、県内各地の状況を熟知していること、これまでも農業用ため池の浸水想定区域図作成について氾濫解析結果を基に市町村に支援指導を行っており、最も効率的で円滑な業務の遂行が可能であるため。	農政水産部 農村整備課
11	水土里情報家畜防疫シ ステムに係る業務委託 契約	水土里情報家畜防疫シ ステムに係る業務委託 契約	1,628,000	167条の2第1項第2 号	本業務は、スマート農業の実装など担い手ニーズへの対応に向け、畦畔除去等の簡易な基盤整備の取組が可能な地域の資料を作成するものである。 県土連は、水土里情報システムを保有・運営管理し、施設管理情報、作付け品目情報及び土地改良区の賦課情報や農地地域情報等を把握しており、ほ場整備事業をはじめとする事業計画策定に携わっていることから、地域の状況を熟知しており、最も効率的で円滑な業務の遂行が可能であるため。	農政水産部 家畜防疫対策課
12	現場技術業務 (12件)	県が発注する公共工事 の現場技術業務の委託	83,435,000	167条の2第1項第2 号	県土連は、ほ場整備・畑地かんがい事業等の工事内容をはじめ現場を熟知しており、経験豊富で幅広い業務実績を有していることから、ほ場整備や畑地かんがい工事等については、当連合会が監督補助を実施することにより適確かつ効率的に業務を遂行できるため。	農政水産部 中部農林振興局 南那珂農林振興局 北諸農林振興局 西諸農林振興局 児湯農林振興局 (農村整備課)
13	積算参考資料作成業務 (39件)	県が発注する公共工事 の積算参考資料の作成 業務の委託	113,893,893	167条の2第1項第2 号	県土連は、ほ場整備・畑地かんがいの事業計画策定や基本設計を受託し、地区の工事内容はもとより現場も熟知していることから、早期かつ円滑に業務遂行できる。 また、県・市町村とともに標準積算システムを利用し、入力作業における信頼性も高く、質の高い成果品を作成するとともに、確実なシステムセキュリティと守秘義務が堅持されている唯一の団体であるため。	農政水産部 中部農林振興局 南那珂農林振興局 北諸農林振興局 西諸農林振興局 児湯農林振興局 (農村整備課)
14	換地業務 (19件)	県営土地改良事業に係 る換地処分等に関する 業務の委託	85,491,681	167条の2第1項第2 号	換地業務は、個人情報扱業務であるが、県土連は、土地改良法に基づき設立された公法人であり、個人情報保護の体制が整備されている。さらに、当連合会は、多くの換地士を有しており換地業務を行える県内唯一の団体であるため。	農政水産部 中部農林振興局 南那珂農林振興局 北諸農林振興局 西諸農林振興局 児湯農林振興局 東臼杵農林振興局 (農村整備課)
15	事業計画作成業務 (18件)	土地改良事業計画の作 成に係る業務委託	174,984,277	167条の2第1項第2 号	県土連は土地改良事業のトータルプランナーとして県内各地で多くの業務実績があり、経験豊富で幅広い業務実績を有している。 また、県土連は事業計画策定業務を会員である市町村から受託しており、地理的状況、営農状況及び計画内容を熟知しており、関係機関との連絡調整を含め、効率的、効果的に業務遂行が期待できる。	総務部 西臼杵支庁 農政水産部 中部農林振興局 南那珂農林振興局 北諸農林振興局 西諸農林振興局 児湯農林振興局 東臼杵農林振興局 (農村整備課)
16	計画変更資料作成業務 (6件)	農業農村整備事業の計 画変更資料の作成業務 の委託	24,860,000	167条の2第1項第2 号	県土連は、当該地区の事業計画策定業務も受託しており、地区の地理的・地域の営農状況など当初計画の内容を熟知し、経済効果算定の基礎データ等も保有しており、また、市町村や土地改良区等との連絡調整も緊密に行うことが可能であり、効果的・効率的に業務が遂行できるため。	農政水産部 中部農林振興局 南那珂農林振興局 北諸農林振興局 西諸農林振興局 児湯農林振興局 (農村整備課)
17	設計業務 (15件)	ほ場整備等の基本設計 及び実施設計等の業務 の委託	141,878,401	167条の2第1項第2 号	ほ場整備事業などの本業務は、特定の受益者の財産を直接取り扱う業務であり、複雑な権利調整を必要とし、市町村や土地改良区との密な連携など換地業務との一体的な取り組みが必要であることから、県土連は、設計技術者と換地士が連携して対応できる県内唯一の団体であるため。	農政水産部 北諸農林振興局 西諸農林振興局 東臼杵農林振興局 (農村整備課)
18	施設管理図作成業務 (3件)	施設管理図作成業務の 委託	10,975,423	167条の2第1項第2 号	県土連は、本業務と密接な関係にある「水土里情報活用促進事業」を県下で実施し、農地情報や水利施設等の情報を集積しており、一貫した体制の下、統一的な管理を実施していることから、効率的な情報整理が期待できることや市町村や土地改良区に対して土地改良施設の管理に関する支援・指導を行っている唯一の団体であり、将来にわたる支援・指導が可能であるため。	農政水産部 北諸農林振興局 西諸農林振興局 児湯農林振興局 (農村整備課)